

# 資料



## 用語解説

[ ]内は、脚注ページと脚注番号である。

### アウトソーシング [ P 15 / 注 22 ]

外部 ( outside ) の経営資源 ( source ) を活用することという経営用語。外部の専門企業 ( アウトソーサー ) に業務を委託することを指す。

### アクセス [ P 4 / 注 5 ]

入手する、取りに行く、あるいは入手するために対象となる情報・サービスに近づくこと。

### 新しいかたち [ P 3 / 注 4 ]

「時間と場所の制約を受けない」あるいは「立場と世代を越える」ことを指す。

### アナログ [ P 20 / 注 23 ]

デジタルに対峙する言葉。データを連続的に変化する量で表すこと。

### インターネットカフェ [ P 22 / 注 28 ]

インターネットが利用できる喫茶店。最新のパソコンが準備され、高速でインターネットに接続できるネットワーク環境が用意されていることが多い。

### 電ヶ関WAN、L GWAN [ P 14 / 注 18 ]

WANとは Wide Area Network のこと。電ヶ関WANは官庁だけを接続した専用回線のこと。また、L GWANは地方自治体 ( L G : Local Government ) を接続した専用回線のこと。

### 公的個人認証サービス [ P 14 / 注 19 ]

国や地方自治体への申請・届け出が、本人からのものであることを電子的に確認するために、地方自治体が個人を認証するサービス。インターネット上では、印鑑証明書と同様の効力を持つ。

### コールセンター [ P 22 / 注 26 ]

電話やインターネットを通じて顧客からの問い合わせ対応などを集中的に行う窓口。

### こころ [ P 10 / 注 11 ]

人と人がふれあい、お互いの感情や考えを深く理解することを表現する言葉として用いる。

---

**コミュニティFM**〔P5 / 注7〕

市町村の一部の地域において制度化された、超短波（FM）放送局。地域の特色を活かした番組制作、地域に密着した情報提供などを行っている。

**コミュニティセンター**〔P55 / 注44〕

地域社会の社会文化活動の中心となる各種公共施設のこと。主に集会所や公民館などのことをいう。コミセンと略すこともある。

**コミュニティポータルサイト**〔P53 / 注42〕

地域の様々な情報、コミュニケーションの場となるサイトのこと。

**コンテンツ**〔P24 / 注30〕

中味・内容の意味。通常はインターネット等で利用できる文字・画像・音声等の情報を指す。

**シティ**〔P10 / 注13〕

「まち」という意味で用いる。

**商品ブランド**〔P9 / 注10〕

商品の持つ特長が消費者に対して広く認知され、他の商品よりも優位なイメージを構築する力。ファッション性、信頼性、希少性などがブランドの要因となる。

**情報リテラシー**〔P30 / 注32〕

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

**人材バンク**〔P31 / 注34〕

厚生労働大臣より許可を受けている、民間の職業紹介業。

**人材データベース**〔P53 / 注43〕

人材に関する情報をデータベース化したもの。データベースとは、情報を体系的に整理したデータの集合体のこと。

**セキュリティ**〔P23 / 注29〕

外部からネットワークを通じて侵入されないための方策。また、内部情報が外部に漏洩しないための方策。

**ダウンロード**〔 P 26 / 注 31 〕

インターネット上の情報やソフト等を回線経由で自分のパソコンに取り込むこと。

**地域ICカード**〔 P 56 / 注 45 〕

特定の地域において利用できる地域密着型で多目的用途のICカードのこと。地域で使うことによりメリットを享受できる。ICカードとは、キャッシュカードのようなプラスチック・カードにICチップを埋め込んだもので、従来の磁気カードよりも大容量のデータを記憶できるとともに、高度な安全性を備えている。

**地域通貨**〔 P 40 / 注 36 〕

ある地域内だけで決められたルールに基づく擬似通貨のこと。商店街の発行するポイントもこの概念に含めることができる。エコマネーとは、その中でも環境配慮の活動やボランティア活動に価値をつけ、地域内での活動拡大を意図するもの。

**データセンター**〔 P 70 / 注 51 〕

サーバーや各種通信装置を保管する施設。その主なサービスは、サーバーなどを設置する堅牢で安全な施設を提供すること、そのサーバーをインターネットに接続するための通信回線を提供することである。

**デジタルギャラリー**〔 P 52 / 注 40 〕

インターネット上の展示のこと。

**デジタルディバイド**〔 P 13 / 注 15 〕

パソコンやインターネットなどに関する情報技術の習得度やアクセス環境の違いから、入手できる情報に差異が生じる、あるいは、その結果生活水準や収入に格差が生じること。

**電子会議室**〔 P 2 / 注 3 〕

インターネットなどのネットワーク上に電子掲示板を設置して、不特定多数の参加者間で情報交換をするための場のこと。

**ネットコミュニティ**〔 P 31 / 注 35 〕

ネットワーク上にある情報交流 / 情報交換を行うコミュニケーションの場。

**バーチャルスクール**〔 P 15 / 注 20 〕

パソコンやインターネットを活用した仮想的な学校のこと。主に自宅でコンピュータの画面上で学習したり、ネットワークで教師の授業を受けたり、質問・相談したりできる。

---

### **バスロケーションシステム**〔 P 60 / 注 46 〕

路線バスが今どの停留所付近を走っているか、あるいはあと何分程度で当該バス停に到着するかを知らせるシステムのこと。

### **バリアフリー**〔 P 44 / 注 37 〕

バリア（障壁）をフリー（のぞく）、つまり障壁となるものを取り除くこと。高齢者や障害者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

### **ブロードバンド**〔 P 13 / 注 14 〕

直訳は広い（broad）帯域（band）のこと。正確には「1つの物理回線を複数の搬送波を使って多重化すること」をいうが、一般的に使用されている意味では、光ファイバーやADSL（Asymmetric Digital Subscriber Line：非対称デジタル加入者線）に代表される「通信速度が速い高速通信」のこと。

### **ポータルサイト**〔 P 22 / 注 25 〕

ある情報を網羅的に検索し、情報の参照先を備えたホームページのこと。幅広い情報の入手に便利である。ポータルとは「入り口」という意味であり、あらゆる情報の入り口となるサイトをポータルサイトという。

### **ホームページ**〔 P 2 / 注 2 〕

インターネット上で情報を公開するための場所。それぞれ決められた住所（アドレス）を有しており、そのアドレスを入力することで、当該場所の情報を閲覧することができる。

### **ホットスポット**〔 P 22 / 注 27 〕

無線を活用したインターネット接続サービスを提供する場所（エリア）のこと。規格によるが、通常無線アンテナを中心とした半径数十～数百mの範囲あるいはファーストフード店等の店舗内でサービスが受けられ、無線対応のパソコンであれば、サービスエリアに入ったことを自動的に知らせてくれる。サービスエリアが概して狭いことから点（スポット）という言葉が用いられる。なお、広く一般的に使われている言葉であるが、NTTコミュニケーションズ㈱の登録商標である。

### **ポリシー**〔 P 10 / 注 12 〕

政策、方針、規則。ここでは「基本的な考え方」という意味で用いる。

### **マルチペイメント**〔 P 62 / 注 47 〕

税金や利用料金等をインターネット、電話、銀行ATM等さまざまな手段を用い、ネットワークを介して支払うこと。

**無線LAN**〔P15/注21〕

無線を活用した狭いエリアにおけるネットワーク構築の手法。パソコンをケーブルに接続する必要がないことから、利用者は容易にネットワークにつながるができる。

**メールマガジン**〔P20/注24〕

電子メールを媒体とした雑誌、新聞のこと。基本的には特定の会員に対して定期的に同報通信するものであり、有料や無料のものが存在する。

**メディア**(media)〔P4/注6〕

情報を提供するための媒介物、転じて情報を届けるための手段という意味でも用いられる。

**ユニバーサルデザイン**〔P30/注33〕

UD(Universal Design)とも呼ばれ、障害の有無、年齢、性別、体型等にかかわらず、すべての人が利用しやすいように配慮した、環境、建物・施設、製品や、都市、生活環境を計画(デザイン)する考え方。

**レファレンスサービス**〔P52/注41〕

図書の保有確認、貸し出しの有無等を検索するサービスのこと。

**ASP**(Application Service Provider)〔P70/注50〕

サーバーなどのハード機器と会計ソフトなどのアプリケーションソフトを一体化して提供するサービス事業。

**CATV**(Cable Television)〔P5/注8〕

ケーブルによって接続された住宅等に放送を配信する有線テレビのこと。本来は難視聴地域での利用を想定して作られたが、現在では多チャンネル放送や常時インターネット接続サービスなどを提供し、地域の高速大容量インフラの一つとなりつつある。

**CIO**(Chief Information Officer)〔P69/注49〕

情報担当統括責任者のこと。組織における情報活用を執行するための最高責任者を指す。

**e-Japan 戦略**〔P14/注17〕

平成13年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)において示された国家戦略。この戦略では、IT国家基盤として、超高速ネットワークインフラの整備及び競争政策、電子商取引と新たな環境整備、電子政府の実現、人材育成の強化、の4つの重点政策分野に集中的に取り組むこととしている。

---

### **eラーニング**〔 P 66 / 注 48 〕

パソコンやネットワークなどの情報技術を活用した学習形態のこと。特に最近ではインターネットの閲覧ソフトを用いたWEB環境を活用したWBT ( Web Based Training ) という方法が主流となっている。

### **GIS ( Geographic Information System )**〔 P 46 / 注 38 〕

地理情報システム。地図をコンピュータで扱うためのシステムで、道路や建築物、水道管、ガス管、電話回線などのライフラインや土地の所有権情報などを蓄積する。施設管理、マーケティングの支援、カーナビゲーションなど様々な分野で活用されている。

### **ISO14001**〔 P 48 / 注 39 〕

国際標準化機構 ( ISO : International Organization for Standardization ) が定めた環境マネジメントシステム ( EMS : Environmental Management System ) を構築するための仕様書。EMSとは、組織活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための組織的な仕組みのことである。また、ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステムに関する国際規格であり、組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められている。この他に、ISO9000 シリーズ ( 品質管理規格 ) が有名である。

### **IT ( Information Technology )**〔 P 2 / 注 1 〕

直訳は情報技術のこと。情報の提供 / 共有 / 検索 / 加工 / 分析など、情報を取り扱うための情報分野もしくは情報通信分野の基礎から応用までの技術のこと。

### **IT基本法**〔 P 14 / 注 16 〕

平成 12 年に制定された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の略。この法律は、情報通信技術の活用による急激な社会経済構造の変化に適確に対応するため、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的としている。

### **NPO ( Non Profit Organization )**〔 P 7 / 注 9 〕

民間非営利組織。行政機関や営利企業とは独立した組織で、主に保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力などの分野で活動を行っている。1998 年に特定非営利活動促進法 ( NPO 法 ) が施行され、法人格が取得できるようになった。

## 西東京市地域情報化計画策定審議会条例

平成13年6月29日  
条例第164号

(設置)

第1条 西東京市における地域情報化計画を策定し、もって地域情報化の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、西東京市地域情報化計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域情報化計画策定に関し、必要な事項を調査し、審議し、及び答申する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、地域情報化に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する8人以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、答申のあった日までとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部情報推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 西東京市地域情報化計画策定審議会委員名簿

	委員氏名	所属・役職（期間中）	期間
委員	井坂 昌博	東京都総務局 IT 推進室情報企画担当課長	平成 15 年 7 月～ 最終答申
委員	岡田 和比古	N T T サービスインテグレーション基盤研究所長	平成 13 年 8 月～ 14 年 6 月
委員	岡田 裕二	総務省関東総合通信局情報通信部長	平成 13 年 8 月～ 15 年 7 月
委員	工藤 由貴子	武蔵野大学（旧武蔵野女子大学）短期大学部助教授	平成 13 年 8 月～ 14 年 6 月
委員	小館 香椎子	日本女子大学理学部教授	平成 13 年 8 月～ 最終答申
委員	齋藤 利男	東京都総務局 IT 推進室情報企画担当課長	平成 14 年 7 月～ 15 年 6 月
委員	佐々井 幹彦	東京都総務局 IT 推進室情報企画担当課長	平成 13 年 8 月～ 14 年 7 月
副会長	佐藤 佳弘	武蔵野大学（旧武蔵野女子大学）現代社会学部教授	平成 15 年 4 月～ 最終答申
委員	土屋 葉	武蔵野大学（旧武蔵野女子大学）人間関係学部講師	平成 14 年 7 月～ 最終答申
委員	富永 英義	早稲田大学理工学部教授	平成 13 年 8 月～ 最終答申
委員	花澤 隆	N T T サービスインテグレーション基盤研究所長	平成 14 年 7 月～ 15 年 6 月
委員	林 浩靖	総務省関東総合通信局情報通信部長	平成 15 年 8 月～ 最終答申
委員	宮部 博史	N T T サービスインテグレーション基盤研究所長	平成 15 年 7 月～ 最終答申
会長	麿 昭男	テレビ朝日取締役	平成 13 年 8 月～ 最終答申
副会長	矢内 秋生	武蔵野大学（旧武蔵野女子大学）現代社会学部教授	平成 13 年 8 月～ 15 年 3 月

（敬称略：50音順）

## 検討経過

平成 13 年	8 月	29 日	第 1 回審議会開催（委嘱式、諮問等）
平成 13 年	10 月	3 日	第 2 回審議会開催（総合計画策定の基本方針及びスケジュール等）
平成 13 年	11 月	2 日	第 3 回審議会開催（平成 14 年度の活動について等）
平成 14 年	2 月	22 日	第 4 回審議会開催（地域情報化計画策定の基本方針等）
平成 14 年	4 月	23 日	第 5 回審議会開催（市民実態調査について等）
平成 14 年	5 月	～7 月	庁内ヒアリング実施（注 1）
平成 14 年	5 月	28 日	第 6 回審議会開催（各計画との調整等）
平成 14 年	6 月	～7 月	市民実態調査実施（注 2）
平成 14 年	7 月	5 日	第 7 回審議会開催（各計画との調整等）
平成 14 年	7 月	24 日	第 8 回審議会開催（各計画との調整等）
平成 14 年	8 月	21 日	第 9 回審議会開催（市民実態調査の報告等）
平成 14 年	9 月	18 日	第 10 回審議会開催（地域情報化計画の基本的考え方について等）
平成 14 年	10 月	23 日	第 11 回審議会開催（地域情報化計画の基本的考え方について等）
平成 14 年	10 月	31 日	市民ワークショップ開催（注 3）
平成 14 年	11 月		事業者ヒアリング実施（注 4）
平成 14 年	11 月	16 日	地域情報化シンポジウム開催（注 5）
平成 15 年	1 月	15 日	第 12 回審議会開催（中間答申第一次素案について等）
平成 15 年	2 月	19 日	第 13 回審議会開催（中間答申第二次素案について等）
平成 15 年	3 月	31 日	中間答申
平成 15 年	5 月	14 日	第 14 回審議会開催（地域情報化基本計画案について等）
平成 15 年	5 月	～6 月	各課ヒアリング実施（注 6）
平成 15 年	6 月	18 日	第 15 回審議会開催（地域情報化基本計画案について等）
平成 15 年	7 月	16 日	第 16 回審議会開催（地域情報化基本計画案について等）
平成 15 年	8 月	29 日	第 17 回審議会開催（地域情報化基本計画案について）
平成 15 年	10 月	8 日	第 18 回審議会開催（地域情報化基本計画案最終答申について）
平成 15 年	10 月	8 日	最終答申

- 
- (注1) 各計画との整合を図るための庁内各部署へのヒアリングを実施
  - (注2) 市民ニーズを把握するためのアンケート調査を実施
  - (注3) 地域情報化に関する市民の意向を収集するために、公募により集まった市民と地域情報化に関する意見交換会を実施
  - (注4) 市内の事業者（民間企業、NPO、商工会議所、大学、病院等）に対し、地域情報化への期待や関わり等についてヒアリングを実施
  - (注5) 市が考える地域情報化計画の基本的な考え方を公表するとともに、地域のニーズを把握することを目的として、行政・事業者・市民が参加した地域情報化を考えるシンポジウムを実施
  - (注6) 各課の情報化関連計画についてヒアリングを実施